

筑北村農業委員会委員候補者及び筑北村農地利用
最適化推進委員候補者の推薦・募集要項

筑北村では、農業委員会委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者を募集します。

1 推薦及び募集の対象

- (1) 筑北村農業委員会委員候補者
- (2) 筑北村農地利用最適化推進委員候補者

2 募集期間

いずれも令和8年6月1日～令和8年6月30日まで

3 推薦及び応募の資格

(1) 推薦を受ける者又は応募できる者は、次のいずれにも該当する方です。

① 農業委員候補者

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

② 農地利用最適化推進委員候補者

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者

※いずれも、法令等により農業委員または農地利用最適化推進委員と兼職が禁止されている職にない者

(2) 次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 推薦及び応募の方法

(1) 農業委員候補者

① 応募

農業委員候補者として応募しようとする者は、所定の届出書（様式第2号）に必要事項を記入し、記名押印のうえ、提出してください。

② 推薦

(ア) 農業者が 農業委員を推薦する場合は、農業委員会委員候補者推薦書（様式第1号その1）に必要事項を記入し、記名押印のうえ提出してください。

(イ) 地区等が農業委員候補者を推薦する場合は、農業委員候補者推薦書（様式第1号その2）に必要事項を記入し、記名押印のうえ村長に提出してください。

(ウ) 法人又は団体が農業委員候補者を推薦する場合は、農業委員候補者推薦書（様式第1号その3）に必要事項を記入し、記名押印のうえ村長に提出してください。

(2) 農地利用最適化推進委員候補者

① 応募

農地利用最適化推進委員候補者として応募しようとする者は、所定の届出書（様式第2号）に必要事項を記入し、記名押印のうえ、農業委員会に提出してください。

② 推薦

(ア) 農業者が農地利用最適化推進委員を推薦する場合は、農地利用最適化推進委員候補者推薦書（様式第1号その1）に必要事項を記入し、記名押印のうえ農業委員会に提出してください。

(イ) 法人又は団体が農地利用最適化推進委員候補者を推薦する場合は、農地利用最適化推進委員候補者推薦書（様式第1号その2）に必要事項を記入し、記名押印のうえ農業委員会に提出してください。

(3) 提出先

筑北村役場内農業委員会事務局または坂井支所へ提出してください。なお、郵送による提出も可能です。（当日消印有効）また、提出された候補者推薦書及び候補者届出書は返却しませんのでご了承ください。

※法律等の規定により候補者推薦書及び候補者届出書に記載された事項は、住所連絡先を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

5 候補者の選考

推薦及び応募による候補者の総数が定数を超えた場合又は村長若しくは農業委員会が必要と認めた場合は、「筑北村農業委員会委員候補者評価委員会」及び「筑北村農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」によりそれぞれの候補者を選考します。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

6 選考結果の通知

選考結果は、令和8年7月下旬頃に本人宛に郵送で通知します。

7 個人情報の取扱い

推薦及び応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

8 定数

(1) 筑北村農業委員会委員 14人

(2) 筑北村農地利用最適化推進委員 3人

9 任期

(1) 筑北村農業委員会委員 任命の日から3年

(2) 筑北村農地利用最適化推進委員 委嘱の日から農業委員会委員の任期満了日まで

10 主な職務

(1) 農業委員会委員

農地の所有権の移動、農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項についての活動・審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての活動・審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回（毎月25日前後）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等に出席していただきます。

(2) 農地利用最適化推進委員

農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などを図る活動等が主な職務となります。会議は、毎月1回（毎月25日前後）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等に出席していただきます。

11 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、筑北村特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

12 郵送先及び問合わせ先

〒399-7501

筑北村西条 4195

筑北村農業委員会事務局

電話：0263-66-2111

メール：sangyou@vill.chikuhoku.lg.jp